

雇用保険の受給手続き中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、特例措置として、失業認定については、以下のとおり取扱うことといたしますので、よろしくをお願いいたします。

ハローワークへお越しの際は、引き続きマスクの着用、手指消毒などの十分な感染予防・拡大防止対策にご協力をお願いいたします。

○失業認定の取扱いについて

失業の認定については、以下の場合を除き、ハローワークが指定した日（失業認定日）に、原則来所により行います。

- ①高齡（概ね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること又は妊娠中であることを理由に来所を控えたい場合
→**申し出により郵送での認定が可能**
- ②まん延防止等重点措置実施期間中の失業認定日
→**申し出により郵送での認定が可能**
- ③緊急事態宣言解除後の最初の失業認定日
→**原則郵送での認定**

○関連する留意事項について

- ・郵送認定の方法等についてはQ & A、失業認定申告書の記入については見本をご覧ください。
- ・感染予防等の観点から、希望により失業認定日を別の日へ変更することも可能です。（事前連絡が必要です。）

申し出や事前連絡、その他ご不明な点などは、受給中のハローワークまでお問い合わせください。

（お問い合わせは平日の8：30～17：15に限ります。）



大阪労働局・ハローワーク

郵送による失業の認定 Q&A

Q 何を郵送すればよいですか？

A 「雇用保険受給資格者証」及び「失業認定申告書」をご郵送ください。

Q いつ郵送したらよいですか？

A 当初指定の認定日以降、概ね一週間程度の間を受給しているハローワーク宛に発送してください。
郵送の際は、郵便事故防止のため、なるべく特定記録等での郵送をお願いします。

Q 失業認定申告書はどのように記入したらよいですか？

A 記入方法については、「失業認定申告書(見本)」及び「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおりP15～16」を参照の上、ご記入ください。
失業認定申告書の記載内容について、記入漏れやお尋ねしたいことがある場合は、電話等による確認をさせていただくことがありますので、失業認定申告書の備考欄に昼間連絡可能な電話番号を記入してください。

Q 新型コロナウイルス感染防止のため、求職活動ができていませんが、受給できますか？

A ・郵送による認定を行っている場合
・大阪府における緊急事態宣言期間が認定期間に1日以上含まれている場合
のいずれかを満たす場合については、受給ができます。(郵送認定の対象者については「失業認定日についてのお知らせ」をご覧ください。)
「失業認定申告書(見本)」のとおり、3欄の(イ)に○をつけ、「新型コロナウイルス感染防止のため、求職活動が行えなかった」と記入してください。

Q 郵送後はどのように手続きが進みますか？

A 書類到着後、失業の認定及び振込等にかかる処理を行った上で、「雇用保険受給資格者証(処理内容を印刷したもの)」と「次回の失業認定申告書(支給終了となる方を除く)」を返送いたします。
書類到着後、概ね1週間～10日程度での支給となります。



見本

前回の認定日（初回の方は受給手続きをされた日）から今回の認定日前日までに、仕事をした場合「ア した」に○、していない場合は「イ しない」に○をつけてください。

1 失業の認定を受けようとする期間中に、 ア した、 イ しない、就労又は内職・手伝いをしましたか。	ア した	1	2	3	4	5	6	7	2 月	1	2	3	4	5	6	7
	イ しない	8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31		29	30	31								

仕事をした場合は働いた日に○または×をつけ、収入があった場合は収入も申告してください。（しおりP15~16を必ず参照）

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分）などを記入してください。	収入のあった日	
	収入のあった日	
	収入のあった日	

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
ア 求職活動をした	(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	1/13	ハローワーク	職業相談	
	(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等				
	(ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等				
	(エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等				

どちらかに○

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。					
事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
株式会社 ○○ (電話番号 00-0000-0000)	1/17	書類送付	営業	(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	結果待ち

イ 求職活動をしなかった (その理由を具体的に記載してください。)
 新型コロナウイルスの感染防止のため、求職活動が行えなかった。

新型コロナウイルスの影響により求職活動ができなかった場合、このように記入してください。

4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自由に選んだ仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2欄の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。
	イ 応じられない	(ア) (イ)

5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	就職先事業所所在地
	イ 自営	月 日より就職(予定)	電話番号

雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。
 令和4年○月○日 (この申告書を出す日) 公共職業安定所長 地方運輸局長 受給資格者氏名 ○○ ○○ 支給番号 (00-000000-0)

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 支店番号	2. 未支給区分	3. 内職又は手伝いによる収入
	4. 支店名称	5. 就業手続に相当する特別給付支給日数	
	7. 就業手続支給日数	8. 就業手続に相当する特別給付支給日数	

昼間連絡可能な電話番号を記入してください。

次回認定日・期間	認定対象期間	※連絡事項
月 日 時から 時まで	月 日 - 月 日	
連絡先: 080-0000-0000		
高齢である(基礎疾患を有する/妊娠中である)ことから新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に出頭することが困難		

認定日の日付を記入。

来所が困難な旨記載してください。(緊急事態宣言期間中、緊急事態宣言解除後の最初の認定日、まん延防止等重点措置実施期間中の認定日の場合は不要です。)